

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者名

住 所 福岡市博多区博多駅前 2-6-10
商号又は名称 (株) トーニチコンサルタント 九州支店

2 指名停止の期間

令和 8 年 1 月 22 日 から 令和 8 年 4 月 21 日まで (3 か月間)

3 事実概要

(株) トーニチコンサルタント は、愛知県・名古屋市等が発注した特定跨線橋点検等業務の入札において、独占禁止法第 3 条に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 12 月 19 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4 指名停止の理由

前記事実は、福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領別表その 2 第 6 号に該当することから、指名停止期間は 6 ヶ月以上 12 ヶ月未満であるが、課徴金減免制度の適用を受けているため、福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領第 5 条第 3 項の規定により措置期間を 3 か月 (2 分の 1) とする。

【指名停止等措置要領 別表その 2 第 6 号】

措置要件	期間
福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 か月以上 12 か月以内

【指名停止等措置要領 第 5 条】

3 理事長は、建設業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前 2 項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。